

前橋市監査委員公表第29号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年2月24日

前橋市監査委員	赤川常己
同	田子一夫

環境部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 平成29年2月6日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：清掃施設課】</p> <p>1 保険証券等の提示について(指摘事項)</p> <p>富士見クリーンステーション不燃物貯留倉庫新築建築工事において、現場説明書並びに建設工事請負契約約款第51条第1項及び第2項で建設工事保険に付すことを求め、また、建設工事保険を締結したときは、その保険に係る証券の写し又はこれに代わるものを直ちに発注者へ提示しなければならないと定めているにもかかわらず、提示されていなかった。</p> <p>請負者は、請負契約に基づく工事の施工で生じた損害を填補するために火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならず、付した保険証券の写しを提示義務の対象としているものであるため、現場説明書及び契約約款にのっとり契約履行を行うように改善されたい。</p>	<p>保険証券等の提示については、あらかじめ保険内容の把握を行うことが重要であることから、現場説明書及び建設工事請負契約約款に基づき、請負者に対し火災保険、建設工事保険への加入と加入した保険証券等の写しの提示を直ちに行わせることを徹底することとした。</p>

農政部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 平成29年2月8日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：農村整備課】</p> <p>1 建設工事の通知について（指摘事項） 小規模農村整備事業 月田・稲里地区 農道整備工事ほか6工事において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項及び第11条の規定に基づく都道府県知事への通知がされていなかった。 この通知については、同法施行令第8条第1項第2号の規定に基づき、市長がその旨の通知を受理することとされていることから、適正な事務処理を行うように改善されたい。</p> <p>2 アスファルト舗装工の出来形管理について（指摘事項） 小規模農村整備事業 小暮地区 農道整備工事において、アスファルト舗装工の出来形を確認するための平坦性試験を実施していなかった。 舗装の構造に関する技術基準においては、舗装の必須の性能指標として平坦性が定められており、群馬県土木工事施工管理基準では平坦性の規格値を2.4mm以下と規定している。 施工管理基準は工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図るものであるため、同基準にのっとり適正な出来形管理を行うように請負者への指導を徹底されたい。</p>	<p>建設工事の通知については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、市長に通知する必要があることから、課内で工事担当者研修を実施し、適正な事務処理を行うこととした。</p> <p>アスファルト舗装工の出来形管理である平坦性試験については、施工した舗装工事の品質の確保を証明するものであるため、群馬県土木工事施工管理基準に基づき、適正な出来形管理を行うように請負者への指導を徹底するとともに、監督員による実施状況の確認を励行することとした。</p>